

1996年7月3日

全国小売酒販組合中央会
会長 大嶋 幸治 様

日本アルコール問題連絡協議会
中央区日本橋浜町3-19-3 ツヅキビル

アルコール問題全国市民協会
アディクション問題を考える会
日本キリスト教婦人矯風会
日本アルコール医学会
日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会
飲酒運転に反対する市民の会
イッキ飲み防止連絡協議会
全日本断酒連盟
救世軍日本本営
国際グッドテンプラーズ
日本禁酒禁煙協会
日本禁酒同盟
アンスワール相互保険会社

主婦連合会
千代田区六番町15

24時間営業をしている自販機に関する申し入れ書

＜申し入れの趣旨＞

自動車運転免許証の年齢識別装置をつけた酒類の自動販売機を設置している小売販売業者について、これにより24時間営業をし、「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」（昭和55年4月3日公正取引委員会告示第7号）第4条3項1号、4号、同規約施行規則第2条2項に違反している疑いが強いので、同規約第8条に基づいて必要な調査を行ない、違反していることが判明した事業者に対しては、同規約第9条に基づき警告・違約金の課徴その他必要な措置を講ずるよう申し入れます。

＜申し入れの理由＞

一、最近の新聞によれば、自動車運転免許証で購入者の年齢を識別する装置をとりつけた酒類の自動販売機が登場し、すでに全国の千店以上の小売店がこれを設置して24時間営業をしているかのような報道がされています。

二、これは、明らかに「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」第4条3項・4項、同規約施行規則第2条2項に違反します。新聞報道のように、すでに千店以上の小売店がこのような違反行為をしているとなると、まことにゆゆしき事態と思われますので、至急同規約第8条に基づき、この装置をとりつけた自販機によって「おかげで自販機の売り上げは2倍になった」（6月25日付産経新聞）と述べている埼玉県富士見市の小売酒販店水村錦寿氏その他の関係者を招致して、事情聴取その他の必要な措置をとることを求めます。

三、なお、本申し入れに基づき、いかなる措置を講じられたかについて、主婦連（☎03-3265-8121 佐野）までご回答をお願いいたします。